

⇩ 人材投資促進税制のQ&A

Q : 当社では、本年度に創設されたいわゆる人材投資促進税制を活用したいと思っています。制度が分かる簡単なものはありませんか？

A : 経済産業省が、パンフレットやQ&Aをホームページで公開していますので、参考にしてください。

【解説】

人材投資促進税制は、節税効果もあることから、関心の高いものになっていますが、本年度に創設された制度ということもあり、詳細部分での実務的な取扱いが分からないという声もあがっています。そんななか、これに応えるかのように経済産業省からパンフレットや一歩踏み込んだ内容のQ&Aがホームページで公開されましたので参考にされると思います。

アドレスは、次のとおりです。

http://www.meti.go.jp/policy/jinzai_seisaku/jinzaitoushi_zeisei.htm

そのうち、いくつか紹介しておきます。

- ・ 教育訓練の一環として、資格・検定試験を受験させた場合のその費用は、教育訓練費に含まれる。
- ・ 教育費は、その教材を実際に使用した年度ではなく、会計上、購入費として計上した事業年度の教育訓練費として計上することになる。
- ・ 教育訓練費に用いられる教材でも、減価償却資産になるものについては、原則として教育訓練費の対象にならない。

